

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-2
許認可等の種類	教育職員免許状普通免許状の授与・検定			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法第5条、第5条の2、第6条、第16条の2 教育職員免許法施行細則			
許認可等の概要	教育職員免許状について、基礎資格を有し、かつ大学等において定める単位を修得した者又は都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格した者並びに教員資格認定試験に合格した者に対し、申請に基づき授与等を行う。 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務、及び身体について行う。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕 教育職員免許法第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。 第6条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。 学力及び実務の検定は、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。 第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。 第16条の2 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。 2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。 教育職員免許法施行細則第3条 法第6条第1項に規定する教育職員検定における人物、学力、実務及び身体の検定に関する基準は、別に定める。(「教育職員免許状授与検定基準(交付審査基準を含む)」による)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	過去の事務処理実績から算出			